

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- 長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正
  - ・公有水面埋立ての竣功認可
- 長崎県土木部関係補助金等交付要綱の一部改正
  - ・道路の区域変更
  - ・公有水面埋立ての竣功認可の訂正
  - ・証紙売りさばき人の指定の一部改正
  - ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名  
 こども未来課  
 漁業漁場課  
 監理課  
 道路維持課  
 港湾課  
 会計課  
 警察本部会計課

### ◎ 公 告

- ・落札者等
- ・土地改良区の役員の就退任
- ・土地改良区の定款変更の認可
- ・土地改良事業計画変更の認可
- ・一般競争入札の実施

スマート県庁推進課  
 農村整備課  
 ”  
 ”  
 警察本部会計課

### ◎ 人事委員会規則

- 長崎県人事委員会の公開の会議及び口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局

## 告 示

### 長崎県告示第554号

長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第419号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年8月25日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） こども家庭課関係						別表（第2条関係） こども家庭課関係					
区 分	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	区 分	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～8 略						1～8 略					
9	県立福祉施設 移譲施設元利	県立福祉施設の民間移譲後の円滑な	独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る元利償還金	予算の範囲内で知事が別に	社会福祉法人光と緑の園						

						償還金	運営を図		定める
						補給補	る。		額
						助金			
9～26 略						10～27 略			
27	長崎県	子どもの	こども食堂等が	予算の	こども食				
	こども	福祉の増	物価高騰の影響	範囲内	堂等運営				
	食堂緊急	進を図る	を受ける経費。	で知事	者				
	事業費	ため、物	ただし、補助	が別に					
	補助金	価高騰の	対象経費の基準	定める					
		影響を受	は、知事が別に	額					
		けている	定める。						
		こども食							
		堂等に対							
		し支援す							
		る。							

**長崎県告示第555号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年8月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和5年8月25日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名  
 名 称 対馬市  
 所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地  
 代表者氏名 対馬市長 比田勝 尚喜  
 代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 3 埋立ての区域
  - (1) 位 置 長崎県対馬市豊玉町唐洲字シレイ3番2から1番8に隣接する里道に至る地先並びに  
 長崎県対馬市豊玉町唐洲字シレイ1番8に隣接する里道から字界を経て同町字唐洲130番8に至る地先
  - (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
  - (3) 面 積 5,939.77平方メートル
- 4 埋立地の用途  
 漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号  
 昭和54年10月25日付け長崎県指令54漁計許第35号
- 6 閲覧場所  
 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

**長崎県告示第556号**

長崎県土木部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第304号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年8月25日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 都市政策課関係	別表（第2条関係） 都市政策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				
2 長崎県都市計画事業補助金	市町が施行する都市計画事業の促進を図る。	市町が国庫補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する「補助金等」及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）第2条に規定する貸付金をいう。）により、国の援助を受けて行う次の各号に掲げる都市計画事業に要する経費 (1) 県が受託し、施行する土地区画整理法（昭和29年法律第100号）による土地区画整理事業 (2) その他知事が特に必要と認める事業	10分の1以内。ただし、離島地区にあっては、10分の7.5以内	市町
3 長崎県組合施行土地区画整理事業補助金	健全な市街地の造成を促進する。	土地区画整理法第3条第2項の規定により土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に要する経費。ただし、補助事業は別に定める要件に該当するものに限る。	予算の範囲内で知事が定める額	土地区画整理組合

住宅課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				

住宅課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者

<p>1～4 略</p>	<p>1～4 略</p>					
	<p>5</p>	<p>長崎県 都市計 画事業 補助金</p>	<p>市町が 施行す る都市 計画事 業の促 進を図 る。</p>	<p>市町が国庫補助 金等（補助金等 に係る予算の執 行の適正化に関 する法律（昭和 30年法律第179 号）第2条第1 項に規定する 「補助金等」及 び日本電信電話 株式会社の株式 の売払収入の活 用による社会資 本の整備の促進 に関する特別措 置法（昭和62年 法律第86号）第 2条に規定す る貸付金をい う。）により、 国の援助を受け て行う次の各号 に掲げる都市計 画事業に要する 経費 (1) 県が受託 し、施行する 土地区画整理 法（昭和29 年法律第100 号）による土 地区画整理事 業 (2) その他知事 が特に必要と 認める事業</p>	<p>10分の1 以内。た だし、離 島地区に あつて は、100 分の7.5 以内</p>	<p>市町</p>
	<p>6</p>	<p>長崎県 組合施 行土地 区画整 理事業 補助金</p>	<p>健全な 市街地 の造成 を促進 する。</p>	<p>土地区画整理法 第3条第2項の 規定により土地 区画整理組合が 施行する土地区 画整理事業に要 する経費。ただ し、補助事業は 別に定める要件 に該当するもの に限る。</p>	<p>予算の範 囲内で知 事が定め る額</p>	<p>土地区画 整理組合</p>
	<p>7</p>	<p>長崎県 市街地 再開発 事業等 補助金</p>	<p>市街地 の計画 的再開 発等 の促進 を 図</p>	<p>都市再開発法 （昭和44年法律 第38号）に基づ く市街地再開発 事業等の実施に 必要な経費のう</p>		<p>市町</p>

			る。	ち、県が認める 経費。ただし、 別に定める基準 を満たすものに 限る。 (1) 基本計画等 作成等 (2) 市街地再開 発事業 (3) 優良建築物 等整備事業 (4) 暮らし・に ぎわい再生事 業 (5) 都市再生推 進事業 都市 再生総合整備 事業（拠点整 備型） (6) 住宅市街地 総合整備事業 ア 整備計画 策定等 イ 共同施設 整備費 (7) 都市再生整 備計画事業及 び地域住宅計 画に基づく事 業における上 記事業	(1) 3分 の1以 内 (2) 15分 の2以 内 (3) 15分 の2以 内 (4) 6分 の1以 内 (5) 15分 の2以 内 (6) ア 6 分の 1以 内 イ 15 分の 2以 内	
8	長崎県 移住者 向け住 宅確保 加速化 支援事 業補助 金	賃貸住 宅の少 ない離 島半島 地域等 におい て、民 間事業 者と連 携して 移住者 のニー ズに応 じた住 宅の確 保に取	移住者向け住宅 を空き家所有者 から借り上げ、 改修し、及び移 住者へ貸し出す 民間事業者に対 し、改修工事、 空き家調査及び 運営に必要な経 費を市町が補助 する場合の当該 経費	別に定め る基準に より算定 する額	市町	

		り組む こと で、移 住定住 施策と 地域の 活性化 の推進 を図 る。			
9	空き家の 変 「長 崎よか にゃん HOUSE」 整備推 進事業 補助金	子育て しやすい住 環境など 県民の ニーズ に合っ た既存 住宅供 給の促 進を図 る。	既存施設を子育 て世帯等向けの 賃貸住宅として 改修する工事に 要する経費	別に定め る基準に より算出 する額	宅地建物 取引業法 (昭和27 年法律第 176号) 第3条の 規定に基 づく宅地 建物取引 業の許可 を有する 県が選定 した事業 者

都市政策課及び住宅課共通

	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1	長崎県 市街地 再開発 事業等 補助金	市街地 の計画 的な再 開発等 の促進 を図 る。	都市再開発法 (昭和44年法律 第38号)に基 づく市街地再開 発事業等の実施 に必要な経費の うち、県が認め る経費。ただし、 別に定める基準 を満たすものに 限る。 (1) 基本計画等 作成等 (2) 市街地再開 発事業 (3) 優良建築物 等整備事業 (4) 暮らし・に ぎわい再生事 業 (5) 都市再生推 進事業 都市 再生総合整備 事業(拠点整	(1) 3分 の1以 内 (2) 15分 の2以 内 (3) 15分 の2以 内 (4) 6分 の1以 内 (5) 15分 の2以 内	市町

		備型)		
		(6) 住宅市街地 総合整備事業	(6)	
		ア 整備計画 策定等	ア 6 分の 1以 内	
		イ 共同施設 整備費	イ 15 分の 2以 内	
		(7) 都市再生整 備計画事業及 び地域住宅計 画に基づく事 業における上 記事業		

**長崎県告示第557号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年8月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道  
路 線 名 204号  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市江迎町末橋免432番16地先から 佐世保市江迎町末橋免432番12地先まで	前	10.4~28.2	39.8	
	後	12.6~32.7	39.8	

**長崎県告示第558号**

令和5年長崎県告示第471号で告示した公有水面埋立ての竣功認可について、次のとおり訂正する。

令和5年8月25日

島原港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

訂正する事項

3 埋立区域

(1) 位置

(誤) 長崎県島原市有馬船津町1033番2地先から984番第2地先、島原市津町529番6地先から528番2地先

(正) 長崎県島原市有馬船津町1033番2地先から984番第1地先、島原市津町984番第2地先から528番2地先

**長崎県告示第559号**

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和5年8月18日から

適用する。

令和5年8月25日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名
1～58の2 略					1～58の2 略				
59	株式会社十八親和銀行 取締役頭取 <u>山川</u> <u>信彦</u>	長崎市銅座町1番11号	略 東彼杵郡波佐見町宿郷 字宿632-3 十八親和銀行波佐見支店 略	略	59	株式会社十八親和銀行 取締役頭取 <u>森拓</u> <u>二郎</u>	長崎市銅座町1番11号	略 東彼杵郡波佐見町井石郷2228-1 十八親和銀行波佐見支店 略	略
60～84 略					60～84 略				

**長崎県告示第560号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年8月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 特定役務の種類

特定役務の種類は、次のとおりとする。

警察用船舶「でじま」船舶定期検査等整備

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者とする。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年9月6日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)



- ケ 登記簿謄本
  - ク 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
  - イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
  - カ 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
  - キ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
  - ク 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
  - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
  - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
  - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
  - カ 印鑑届(様式第2号)
  - キ 口座振替申込書(様式第3号)
  - ク 取扱品目明細書(様式第4号)
  - ケ 代理店、特約店等の契約明細書(様式第5号)
  - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書(様式第9号)
  - サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
  - 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
  - 〔電話〕095-895-2884
  - 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。
- 5 指名停止に関する報告  
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を含む場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月30日までとする。
  - (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 公 告

### 落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年8月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 特定役務の名称  
長崎県庁情報基盤運用サービス業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県総務部スマート県庁推進課（情報基盤班）  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2233
- 契約方法  
一般競争入札
- 落札決定日  
令和5年8月4日
- 落札者  
長崎県長崎市西坂町2-3  
株式会社 富士通エフサス 第四ビジネス統括部  
統括部長 島添 貞美
- 落札価格  
499,200,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 入札公告日  
令和5年6月20日
- 落札方式  
総合評価

### 土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、一野土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年8月25日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 田 宗 徳	島原市有明町大三東甲593	松 田 宗 徳	島原市有明町大三東甲593
酒 井 信 也	島原市有明町大三東甲623	酒 井 信 也	島原市有明町大三東甲623
杉 野 一 信	島原市有明町大三東甲689-2	杉 野 一 信	島原市有明町大三東甲689-2

酒 井 広 美	島原市有明町大三東甲509- 1	酒 井 広 美	島原市有明町大三東甲509- 1
酒 井 集	島原市有明町大三東甲625	酒 井 集	島原市有明町大三東甲625
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
林 田 奨	島原市有明町大三東甲555	林 田 奨	島原市有明町大三東甲555
宮 本 政 光	島原市有明町湯江乙1677- 3		

### 土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和5年3月9日通常総会議決）を認可した。

令和5年8月25日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 横手土地改良区  
認可年月日 令和5年7月31日

### 土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和5年8月25日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 横手土地改良区  
認可年月日 令和5年7月31日

### 一般競争入札の実施（公告）

警察用船舶の船舶定期検査等整備について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年8月25日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
警察用船舶「でじま」船舶定期検査等整備
- (2) 整備の内容  
警察用船舶「でじま」船舶定期検査等整備仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行期間  
令和5年10月23日から令和5年12月1日まで
- (4) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号、令和5年長崎県告示560号)に示した入札の参加審査を受け、船舶修理に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。
  - (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領(令和5年2月17日付け崎組(暴排)第7号。以下「暴力団等排除に関する事務処理要領」という。)に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
(住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1  
(名称) 長崎県出納局物品管理室  
(電話) 095-895-2884  
(提出期限) 令和5年9月6日(水) 午後5時00分
- 4 入札参加条件
- (1) 当該整備の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
  - (2) 当該整備の「仕様書」の内容の全部又は主体部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者
  - (3) 当該整備については、日本国内において実施すること。
- 5 当該整備契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- (名称) 長崎県警察本部警務部会計課(契約係)  
(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号  
(電話) 095-820-0110 内線2235
- 6 現場説明会
- (1) 令和5年9月11日(月) 午後1時30分
  - (2) 長崎市元船町9番 元船棧橋
- 7 契約条項を示す場所
- 5の部局等とする。
- 8 入札説明書の交付方法
- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
  - (2) 入札説明書の配布期間は、この公告の日から令和5年10月4日(水) 午後5時00分まで(県の休日を除く。)とする。
  - (3) 入札説明書の配布場所は、5の部局等とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
- (1) 場所 長崎県警察本部3階入札室
  - (2) 期日 令和5年10月5日(木) 午後1時30分開始  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 郵送による場合の入札書の受領期限等
- (1) 受領期限 令和5年10月4日(水) 午後5時00分必着
  - (2) 提出先 長崎県警察本部警務部会計課契約係
  - (3) その他 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただ



し、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

13 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

14 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提出しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 落札決定の取消

(1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団等排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続きの停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きが停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Police vessel "DEJIMA" periodical inspection 1 set
- (2) Fulfillment Period:  
October 23, 2023 through December 1, 2023
- (3) Time-limit for the submission of tender:  
5:00 pm. October 4, 2023
- (4) Date and time for the opening of tender:  
1:30 pm. October 5, 2023
- (5) Contact point for the notice:  
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan  
Finance Division  
Police Administration Department  
Nagasaki Prefectural Police  
Tel 095-820-0110 ext 2235

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二二二  
二二四

人事委員会規則

長崎県人事委員会の公開の会議及び口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年8月25日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第13号

長崎県人事委員会の公開の会議及び口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則

長崎県人事委員会の公開の会議及び口頭審理の傍聴に関する規則（昭和27年長崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(入場の禁止) 第5条 略 (1)~(2) 略 (3)~(5) 略	(入場の禁止) 第5条 略 (1)~(2) 略 (3) <u>精神に異常があると認められる者</u> (4)~(6) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

印刷所  
長崎県  
長崎市権島町八番十二号  
株式会社  
クイック  
プリン  
ト